

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

NO.	47	事業名	農業基盤整備促進事業（飯舘西部その 2）	事業番号	(5)-42-2
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(1,463,803（千円） 1,619,302（千円）		全体事業費	(1,463,803（千円） 1,619,302（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理を行うことができなかったため農業用排水施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業基盤整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 長期間農用地等の適正管理ができなかったことから、農作業道の舗装道のひび割れ、陥没及び砂利道の浸食等により営農に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として農作業道の整備を行う。営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、平成 28 年度から平成 32 年までの 5 年間で整備に必要な測量設計を実施し、農業者が営農再開できる環境整備を図る。					
(2) 事業実施内容					
〈第 15 回〉		〈第 21 回〉		〈第 22 回〉	
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式	
・ 農業用排水施設等 L=5,470m		・ 農業用排水施設等 L=10,700m		・ 農作業道 L=401m	
・ 暗渠排水 A=9.6ha		・ 暗渠排水 A=130ha			
〈第 24 回〉		〈第 26 回〉（今回申請分）			
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式			
		・ 農作業道 L=3,300m			
(3) 復興計画への位置づけ					
「いいたて までいな復興計画（第 1 版）（平成 23 年 12 月）」P23 基本方針⑤「までいブランドを再生する」					
「いいたて までいな復興計画（第 5 版）（平成 27 年 6 月）」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」					
当面の事業概要					
〈第 15 回（H28～H29）〉		〈第 21 回（H30～H32）〉		〈第 22 回（H30）〉	
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式	
・ 農業用排水施設等 L=5,470m		・ 農業用排水施設等 L=10,700m		・ 農作業道 L=401m	
・ 暗渠排水 A=9.6ha		・ 暗渠排水 A=130ha			
〈第 24 回（H31）〉		〈第 26 回〉（R1～R2）今回申請分			
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式			
		・ 農作業道 L=3,300m			
地域の帰還環境整備との関係					
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農作業道の整備を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

NO.	97	事業名	農業基盤整備促進事業（長泥地区）	事業番号	(5)-42-6
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	67,882（千円）		全体事業費	67,882（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理を行うことができなかったため、農業用排水施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業基盤整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>本地区は、帰還困難区域であり、現在に至るまで長期間に渡り、農用地や農業用排水施設等を適正に保管理できなかったことから、農用地は荒廃し排水路は損壊しており、営農に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として区画整理を行い農用地の整備を行う。</p> <p>平成29年6月30日、福島復興再生基本方針の中で「再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。」ことを閣議決定。</p> <p>平成29年11月20日、村は環境省に対し、①現在国において検討中の除去土壌の再生利用の知見を生かしつつ、村内の除去土壌の再生利用も含め、長泥地区の土地造成・集約化を通じた環境再生を行うこと、②環境再生後の長泥地区において、園芸作物や資源作物の栽培等による長期的な土地利用が可能になるよう有効な支援を行うことを要望。</p> <p>平成29年11月22日、①環境省及び飯舘村は、今後、長泥地区における除去土壌の再生利用を含む環境再生事業を通じて、長泥地区の復興のみならず、飯舘村、福島県の復興に貢献する。②環境省、飯舘村及び長泥行政区が連携して、有識者の意見を踏まえ、安全・安心に十分配慮しながら、実証事業に着手することを、環境省、村、長泥行政区で合意。</p> <p>平成30年3月27日、飯舘村が飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画を申請。</p> <p>平成30年4月20日、飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画が、関係行政機関の長への同意を得て、内閣総理大臣により認定。</p> <p>以上のことを受け、政府をあげて取り組む飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき農の再生ゾーンの一部について、環境省の環境再生事業と農業基盤整備促進事業を一体的に取り組むことで、環境省の除去土壌の再生利用により減容化を図るとともに、区画整理により土地の集約化を図り、園芸作物や資源作物の栽培等による長期的な土地利用を目指す。</p> <p>また、営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、令和元年度から令和2年度までの2ヶ年で整備に必要な事業計画策定、換地原案作成を行い、農業者が営農再開できる環境整備を図る。</p>					
<p>(2) 事業実施内容</p> <p>〈第 26 回〉</p> <ul style="list-style-type: none">・事業計画策定 一式・換地原案作成 A=34.0ha					
<p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画」（平成 30 年 4 月 20 日内閣総理大臣認定）</p>					
当面の事業概要					
<p>〈第 26 回（R1～R2）〉</p> <ul style="list-style-type: none">・事業計画策定 一式・換地原案作成 A=34.0ha					

地域の帰還環境整備との関係	
<p>本事業導入によって、帰還困難区域解除後の営農再開に向けて、環境省の環境再生事業と農業基盤整備促進事業を一体的に取り組むことで、長泥地区住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。</p>	
関連する事業の概要	
<p>政府をあげて取り組む飯館村特定復興再生拠点区域復興再生計画の一部である農の再生ゾーンについて、環境省の環境再生事業と農業基盤整備促進事業を一体的に取り組むことで、環境省の除去土壌の再生利用により減容化を図るとともに、区画整理により土地の集約化を図り、園芸作物や資源作物の栽培等による長期的な土地利用を目指す。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	